

○政府による『学生支援緊急給付金』2次募集

新型コロナウイルス感染拡大による影響で、経済的困難な状況に陥っている家庭から自立した学生等が、学びを継続できるよう、国の「学生支援緊急給付金給付事業」が実施されます。

給付を受けるにあたり、必要となる条件が複数ありますが、一部の要件を満たさない場合であっても申請はできます。最終的には、大学が学生の自己申告状況に基づき総合的に判断を行うことにしています。

LINEを使ったオンライン申請も可能となります。申請方法については、CNSの掲示でご確認ください。

【支給額】

- ・10万円（住民税非課税世帯の人は20万円）

【提出書類】

- ・学生支援緊急給付金申請書【様式1】
- ・学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書【様式2】
- ・預貯金通帳の写し、アパート等の賃貸借契約書の写し、アルバイト先からの給与明細（減額前、減額後）、住民税非課税証明書等

【参考：文部科学省HP】

- ・https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html

【申請期限】2020年7月17日（金）持参、郵送とも16:00必着

【注意事項】

- ・ご不明な点は、下記の「問合せ先」まで問い合わせてください。
- ・虚偽の内容で申請したことが判明した場合、後日奨学金を返還していただく可能性があります。虚偽の申請は絶対にしないでください。
- ・給付金の支給の決定については特に通知しません。口座への振込みをもって、支給決定の通知に代えます。

【提出先及び問合せ先】

（郵送先）〒400-8510 甲府市武田 4-4-37

山梨大学教学支援部学生支援課奨学支援グループ

（持参先）

総合研究棟 2F 学生支援課 5番窓口（甲府キャンパス）

管理棟 1F 学務課窓口（医学部キャンパス）

（問合せ先）

Email : shogaku@yamanashi.ac.jp